

まえがき

本書は、2018(平成30)年度に小学校を始めとし、中学校2020年度、高等学校2021年度と順次完全実施される学習指導要領の意図を十分にくみ取りながら、教職科目「教育原理」を学ぶ学部生および通信教育課程で学ぶ学生向けに“教育の基本の事始め”とし、前回の『次世代の教育原理』の執筆者を入れ替えて作成したものである。

21世紀を迎えて、早や18年が経過しており、教育を取り巻く環境は、依然として厳しいものがある。教育現場では、相も変わらず子どもの貧困・虐待・不登校・いじめによる自殺・教員の多忙感や不祥事などの学校教育上の問題が数多く生起している。

このまえがきを記述している時期に「担任らの叱責を苦に自殺」という新聞の見出しが目飛び込んできた。残念なことに、2017(平成29)年3月に福井県池田町の町立池田中学校の生徒に対して、担任と副担任が激しい叱責を繰り返し、精神的に追い詰められて自殺に至ったことが書かれていた。また教員による「指導死」ではないか。もう2012(平成24)年に大阪市立桜宮高校で、バスケットボール部顧問の教諭から体罰を受けた男子生徒(当時17歳)が自殺した事件を忘れたのだろうか。このような不幸な事件が二度を怒らないように、教職を目指す学生に教育の基礎・基本的な知識と教養を是非とも身につけてほしい。

さて、「教育原理」を手元の広辞苑で引いてみると、「教育方法・教育課程などを含む教育の一般原理」とあり、引き続き「教育の概論・通論」とある。その「教育原理」は、以前勤務した大学の学生にとって科目名を聞くだけで、拒否反応を示すほど苦手な教科であることは噂に聞いていたが、筆者が2011年度に「教育原理」を担当して、予想よりも酷いものであることを知った。

そこで、筆者自身が大学時代に使用した、石山脩平著『教育原理要論』(金子書房)を引っ張り出して、もう一度読み直してみた。お恥ずかしいながら筆者が学生の頃に、この著書の内容を十分に理解していたのだろうか。今だから

こそ（小・中学校・大学の教職経験も含めて、約半世紀）やっと「教育原理」の何たるかを理解することができたような気がする。

「なぜ本書を執筆するに至ったのか」、以前の『次世代の教育原理』は数多く発行はしていなかったので品不足をきたした。今回は、前回と異なり他大学の教員と図り、再度発行にチャレンジしたのであった。

本書は、次のような点に配慮した。大学の1年次に教職課程を受講する学生が「教職入門」と同様に最初に学ぶ科目でもあるので、各章の始めには要約を、各章末には学習課題と参考文献を設定することとした。また、内容はできうる限り平易な言葉で具体的に執筆することを、各執筆者にお願いをした。

本書における執筆者一同は、小学校・中学校・高等学校等で教諭・管理職（教頭・校長）・教育行政等で、教育実践を積み重ねてきた実務家教員である。執筆者の大半が、各大学において教員養成に携わっているものであり、本書が教員を志す学生にとって指標となりうることを願っている。しかし、執筆および校正段階で時間がなく、至らぬ点が多々あると思うので、ご叱正とご教示をお願いする次第である。

最後になりましたが、(株)大学教育出版編集部の方には、前々著および前著からお世話になり、その都度企画・編集はいうに及ばず書き終えるところまでさりげなく、優しく見守っていただいたこと、同社代表取締役 佐藤守氏には「教職入門」に関する書を三冊と今回の「教育原理」二冊を執筆させていただき感謝あるのみである。

また本著は、各執筆者の先生方のご協力がなければ、本書が刊行に至ることは非常に難しかったと思います。この場を借りて感謝の意を伝えたい。

平成29年12月吉日

宝塚医療大学保健医療学部
中田研究室にて

中田 正浩

教育原理 事始め

目 次

まえがき	中田正浩	i
第1章 教育の基本原則	中田正浩	1
1. 教育という語の意味	2	
2. 「教育」の語源	3	
3. 「教育」の段階的な側面	4	
4. 「教育基本法」の目的・目標	5	
5. 「学校教育法」の目的・目標	8	
6. おわりに	12	
第2章 西洋の教育思想	中田浩司	15
1. 古代ギリシャの教育思想	16	
2. 古代ローマの教育	19	
3. 中世の教育	20	
4. ルネサンス期	22	
5. 17世紀の教育思想（コメニウス、ロック）	23	
6. 18世紀の教育思想（ルソー、ペスタロッチ）	25	
7. 19世紀から20世紀にかけて （ヘルバルト、フレーベル、モンテッソーリ、デューイ）	26	
8. おわりに	29	
第3章 日本の教育制度と教育思想	中村正巳	31
1. 古代から近世の教育	32	
2. 近代前期（明治期）の教育	37	
3. 近代後期（大正・昭和初期）の教育	42	
4. 現代の教育	46	
第4章 日本の教育行政	中田正浩	63
1. 教育行政の意味・目的	64	
2. 教育行政組織の変遷	65	
3. 教育財政制度	73	
4. 今後の教育行政の在り方	78	

第5章 教育課程と教育方法	山口裕毅	83
1. 教育課程とは何か	84	
2. 教育課程の編成原理	85	
3. 日本における教育課程の歴史	86	
4. 戦後日本における教育課程の歴史 ——学習指導要領の変遷を中心に——	88	
5. 新学習指導要領の骨子 ——「資質・能力」と教科の「見方・考え方」(教科の本質)——	92	
6. 教育方法の原理	94	
第6章 生徒指導と教育相談	住本克彦	101
1. 生徒指導と教育相談の関係	102	
2. これからの生徒指導	102	
3. 教育に活かす開発的カウンセリング技法 ——構成的グループエンカウンター——	103	
第7章 キャリア教育	山口裕毅	119
1. キャリア教育を学ぶにあたって	120	
2. キャリア教育に関する原理的な眼差し	120	
3. キャリア教育の主旨	122	
4. キャリア教育で育成すべき力	123	
5. キャリア教育をいかに行うのか——原理と実践——	126	
6. 教育と職業をめぐる昨今の社会の状況	133	
第8章 教師の仕事	中村正巳	137
1. 教師とは何か	138	
2. 教師の職務	143	
3. 教師の服務	148	
4. 教職の課題	152	
第9章 学校の経営組織	久田 孝	165
1. 組織としての学校	166	
2. 学年経営	170	

3. 学級経営	172
4. 校務分掌	175
5. PTAと地域社会	179
6. 地域社会との関係	180
7. 職員会議	181
第10章 特別活動と道徳山口裕毅	185
I. 特別活動	186
1. 特別活動の歴史	186
2. 特別活動の目標	188
3. 特別活動の内容と指導	189
4. 新学習指導要領における特別活動のポイント	191
II. 道徳	192
1. 日本における道徳教育の歴史	192
2. 道徳性の発達段階説	194
3. 学校における道徳教育——全面主義と特設主義——	195
4. 道徳教育の実践——新学習指導要領から——	195

第1章

教育の基本原理



21世紀を迎えて、はや18年が経過しようとしている。教育を取り巻く環境は、依然として厳しいものがある。教育現場では、相も変わらず学力低下・不登校、またいじめを苦にした自殺などの事象が起きている。新傾向としては、いじめでも教師が加害者となり、それを苦にした自殺事件が2017(平成29)年3月に福井県池田町で生起している。また授業中に生徒が先生への暴行している様子を、スマートフォンで撮影し、ネット上に流すといった事件も起きている。教員自身に関しては、わいせつ行為・盗撮・公金横領など不祥事を起こす教員など、枚挙にいとまがないほど教育問題は山積している。

このような激動する教育界において、次世代の担い手として、自律的に問題解決ができる児童・生徒、将来、地球的な視野から持続可能な社会の発展へと貢献することができる児童・生徒を養成する指導者の育成が喫緊の課題である。

将来教員を目指さんとする学生の皆さんは、上記のような崇高な使命を持ち、そのような人材として活躍する日に向けて一日一日を頑張って、学び続けてほしい。

それでは、本題に入ることにする。「教育の基本原理」と題された本章においては、次の二つのテーマに絞って論じていくこととする。まず前半においては、「教育とは何か」という問題について、そして後半では「教育の目的・目標」について論じたい。

まず、前者、つまり「教育とは何か」という問いは、極めて難しい問いであり、またその端的な答は見つからない。答も、その問が問われる時代や場所によって変わる相対的なものである。だからと言って、考えることを放棄してはならない。教員を目指す者、教育に携わる者にとって、この問いは不可避のものであり、常に問う必要がある。すぐに答えは出なくとも、また自らの思う教育が他の人の意見と異なってもまったく構わない。各人がそれぞれの答えを見いだしてほしい。そして教員になる前からこのような問いを常に考えてほしい。

さて、先ほど「教育とは何か」という問題についてベストな答えはないと述べた。したがって以下に示す文章もちろんベストなものではないが、ここに示すのは、筆者の個人的な教育論や教育観ではない。本章では、前半部では教育学的な知見から教育がどのような意味を持つのかということを紹介するにとどめる。後半部に記す「教育の目的・目標」については法規からの説明となる。それでは考察を始めることにしよう。

1. 教育という語の意味

「教育とは何か」ということを考えるにあたって、まずその語の意味を確認してみよう。手元にある『広辞苑』には「人間に他から意図を持って働きかけ、望ましい姿に変化させ、価値を実現させる活動」とあるが、それだけでは分かったようではなかなか分からない。次に、『大辞泉』を引いてみると、「ある人間を望ましい姿に変化させるために、心身両面にわたって、意図的、計画的に働きかけること。知識の啓発、技能の教授、人間性の涵養などを図り、その人のもつ能力を伸ばそうと試みること」とある。そして2つ目の意味として、「学校教育によって身につけた成果」というのがあり、「教育」の類義語として訓育（知識の習得をおもな目的とする「教授」に対し、意志、感情などを涵養して望ましい人格を形成することをおもな目的とする教育作用）、薫育（徳を

もって人を教え導くこと)、**教化** (人を導いて善に転化させること)、**教授** (教師が教材を媒介にして学習者に知識・技術を伝え、また書く能力や価値観を形成せしめる教育活動の形式) などがあげられている。

さしあたっては、「教育とは?」、辞書的な意味では、「第三者が、ある人物に対して知識を与え、技能を教え、人間としてあるべき姿へ形成していこうとする一連の活動」と解釈できるであろう。

2. 「教育」の語源

ところで、この「教育」という言葉は、いつから使われるようになったのだろうか。またどのような語源を持つ言葉なのであろうか。その語の歴史を確認してみよう。「教育」という言葉の出典は、孟子の「得天下英才、而教育之」(=天下の英才を得て、これを教育する)にある。しかし、この語の使用頻度は低く、実際に「教育」という言葉が使われ始めるようになったのは、江戸時代の末期からであり、educationという語の翻訳語としてである。^{ばんしよしらべしよ} **蕃所調所** (=幕末の幕府の洋学教授・翻訳所で、1885年、蛮書和解御用を洋学所とし、1856年に蕃所調所と改称、翌年に開校。当初は軍事科学の導入に重点が置かれ旗本の子弟・藩士が入学、英学・蘭学・科学技術などを教授。1862年に洋書調所と改称した。)の^{みつくりんしやう} **箕作麟祥** (=貴族院議員・行政裁判所長官、旧民法・旧商法の編纂)という人物が、その訳語を当てたとされる。

明治期になると、1879(明治12)年「**教育令**」という法律が出され、1890(明治23)年には、いわゆる「**教育勅語**」が発布され、「教育」という言葉は広く普及していくこととなるが、ここで、この「教育」という訳語の原語であるeducationという語を考察してみよう。手始めに、英語のeducationを手元にある『オックスフォード現代英英辞典』(第7版)を引いてみると、次のような記述を見いだすことができる。

- ①とりわけ学校や大学における、知識を増やし、技術を発展させるための教授訓練、学習の過程
- ②教授や訓練
- ③教授や訓練にかかわる制度や人々

④教育法を扱う研究 (=教育学)

これは現代のわれわれが使っている「教育」という用語の説明として過不足はない。知識を伝達し、教授し、訓練させることが「教育」なのである。ところで、このeducationという言葉は、もともと「養う、育てる、大きくする」という意味を表すラテン語のeducareという言葉に由来する。つまり植物を栽培し、あるいは動物を飼育し、やしない、大きくしていくことがその語源であった。やがてこの言葉は、人間にも適用されるようになり、子どもを「大きくする」「養う」「育てる」という意味に用いられていったのである。したがってeducationは「教育」という言葉の原義はまず、「養育すること」であると言える。次いでeducareというラテン語の派生語として、educereつまり、「引き出す」という意味を持つ言葉もあるが、この語もeducareと同様educationの語源でもある。つまり、educationという語は、「養育する」という意味を表す言葉と、「引き出す」という意味の言葉が派生してできた言葉である。このような語源の考察から、「教育」の原初的な意味として、次のような定義ができるであろう。つまり、この世に生まれてきた新生児としての子どもを身体的に、また精神的に世話をし、その発育をタスケルということ、また子どもの素質や可能性を引き出し、発揮させるということである。

3. 「教育」の段階的な側面

しかしながら、「教育」とはこのような子どもの内部にある生命力や素質、そして可能性を養ったり引き出したり、あるいは端的に育てるだけにはとどまらないのである。人間は社会的な動物であり、社会的・文化的生活を営まなければならない。したがって、「教育」には必然的に、人間を社会化し、文化やそこに内在する価値を伝達していくことが求められる。つまり、単なる養育に留まらない教育が必要となってくるのだ。具体的には、子どもが社会の成員として、自律的な主体となるためには、コミュニケーションのための言語を習得し、社会生活の行動や方法また規範を覚えていくこと、人間関係を円滑なものにするための礼儀作法や徳徳、日常生活や労働生活において必須となってくる知識や技術など多くのことを学ばなければならない。別様に言えば、子どもを

社会化し、文化を伝達していくためには、親がしつけをし、教え、訓練する必要があるのだ、これが「教育」のもう一つの側面である。

そして、最後に、子どもは、親によって教育されるのみではない。学校へと進む。そこでは、教師から体系化された知識や技術を教えられることになるが、この段階において、教育の中心的な形式である教授が成立するのだ。

このように、「教育」とは、養育すること、社会化し、しつけをすること、知識や技術を教授することという多義的な概念であり、それらを総括する語として、広義に用いられるのである。

4. 「教育基本法」の目的・目標

「教育」とは一体、何のためになされるのか。この問題も非常に難しい問題で、恐らくベストな答えが出てくるものではなく、多様な答えが出てくるだろう。そして、教育の目的や目標は時代や場所が異なれば、必然的に変わってくるだろう。

ところで、「教育」の目的・目標というのは、わが国においては法律で定められている。それは「教育基本法」や「学校教育法」という法律においてである。

ここでは、まずこれらの法律が成立した経緯を示そう。わが国は戦後占領軍の政策によって、戦前の国家主義教育・軍国主義教育の反省の上に立って、日本国憲法に基づく民主主義・自由主義の教育理念が示されており、憲法・教育基本法体制と呼ばれた。1947(昭和22)年3月、アメリカ教育使節団および日本の教育刷新委員会が中心となって「教育基本法」および「学校教育法」を制定した。後者に関しては、これに基づき、戦後の新学制が成立した。また前者については、2006(平成18)年には、科学技術、情報化、国際化、少子高齢化など、わが国の教育をめぐる状況は大きく変化しており、様々な課題が生じている。このような状況にかんがみ、旧法を改正し、同年12月22日公布・施行した。

今回、なぜ「教育基本法」が改正に至ったのかと言えば、そもそも旧法制定当初より、保守勢力は「国への忠誠」「家族」「伝統」等の理念に欠けること、